

「音楽科教育法」において教材化した「三つの柱」に 基づく小学校音楽科の学習指導案を作成するための ガイドラインと評価規準設定のためのプロセスドキュメント — 実践報告 —

奥田 順也¹

はじめに

2020年度より小学校では第9次学習指導要領が全面実施されている。この第9次学習指導要領では、「目標」、「内容」が「三つの柱」、すなわち、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」により再整理された。さらには、これまでは4観点で示されていた「評価」も、前述した「三つの柱」に基づいて3観点で整理されている。当然ながら教職課程の教科及び教科の指導法に関する科目等の授業において、「三つの柱」に基づく学習指導案の作成の書き方を指導することが重要である。このような現状を踏まえると、小学校教員を目指す学生にとって、学習指導案を作成するための手立てとなる教材が望まれると言えよう。

学習指導案には、おおよその書き方があるものの、時代や自治体等によって様々なものがあることから「これでなくてはならない」というものはない。とりわけ、音楽科には、次章で触れるいくつかの特有の事項がある。そのため、教職課程における音楽の教科教育法においては、音楽科特有の事項（以下「特有の事項」）も整理しながら学習指導案の作成の仕方を学ぶ必要がある。

¹川村学園女子大学 教育学部
e-mail : junya-okuda@fc.hakuoh.ac.jp

筆者は2018年度から白鷗大学で第9次学習指導要領に基づく小学校の「音楽科教育法」（以下「音楽科教育法」）を担当している。同授業では前述した課題意識の基に、オリジナルの「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」と、2020年度後期からはさらに「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」を作成し、これらを教材とした授業を実践している。このことを踏まえ、本稿では、「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」と「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」を紹介しながら、これらの教材を用いた実践を報告する。

そのために、本稿ではまず、筆者が担当する「音楽科教育法」の概要を記す。次に教材化した「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」と「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」について、適宜、解説をしながら、これらの教材を用いた実践の内容を報告する。その上で今後の展望を示す。最後に履修者の感想等より「学習指導案の作成に関する理解」という観点から実践の成果を確認し、まとめたい。

1. 音楽科教育法の概要

本章では、音楽科教育法の概要を記す。表1は現在運用しているシラバスの授業計画である。履修者に周知した上で一部、順序等を変更している場合等もあるが、これまでも原則としてこの授業計画をもとに授業を行っている。但し、2020年度前期はコロナ禍であったことから、この限りではない（以下、同様）。

表1 音楽科教育法の授業計画（2021年度主な事項のみ抜粋）

第1回	ガイダンス、学習指導要領（音楽）の趣旨および要点、音楽科の目標について
第2回	音楽科の学年の目標、音楽教育の意義、音楽科教育の内容の構成、〔共通事項〕について
第3回	音楽科の学習指導案の作成の仕方について
第4回	音楽科の評価について
第5回	低学年の歌唱指導

第6回	中学年から高学年の歌唱指導
第7回	低学年の器楽指導
第8回	中学年から高学年の器楽指導
第9回	鑑賞の学習と指導
第10回	音楽づくりの学習と指導（ICTの活用を含む）
第11回	我が国や郷土の音楽に関する指導
第12回	音楽科の年間指導計画と音楽科のカリキュラム・マネジメント，および模擬授業を実施するためのグループ活動
第13回	模擬授業① グループによる模擬授業の実施と観察した模擬授業のまとめ（鑑賞と音楽づくり）
第14回	模擬授業② グループによる模擬授業の実施と観察した模擬授業のまとめ（歌唱と器楽）
第15回	授業総括

概要としては、大きく前半（第1～4回）、中盤（第5～11回）、後半（第12～15回）の3つに分けている。本稿ではそれぞれの詳細については省略するが、本稿で紹介する教材を用いる前半では、主に学習指導案を作成するための授業を行っている。さらに前半では、後半でグループごとに模擬授業を実施することを念頭に置いたグループ分けも行っている。

2. 「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」と「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」について

本章では、教材化した「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」と「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」について、適宜、解説を交えながら紹介し、これらの教材を用いた実践を報告する。

以下の記述では、第9次学習指導要領に基づく教育芸術社の音楽の教科書を『小学生の音楽3』（小原光一ほか，2020a）を『教科書』、この『教科書』に準拠した『教師用指導書実践編』（小原光一ほか，2020b）を『指導書実践編』、同じく『教師用指導書研究編』（小原光一，2020c）を『指導書研究編』と記す（各図においても同様）。また、筆者の担当する授

業でテキストとして使用している『改訂版 最新 初等科音楽教育法 2017年告示「小学校学習指導要領」準拠』（初等科音楽研究会編，2020）を『テキスト』と記す（各図においても同様）。

本稿で取り上げている教材のうち、「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」は2018年度から運用しているが、今日に至るまで改訂を繰り返している。とりわけ2020年度後期の授業では、2020年6月に発刊された『指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料 小学校 音楽』（国立教育政策研究所 教育課程センター，2020，以下『参考資料』，各図においても同様）に基づき，評価規準に加筆をしている。そしてこの『参考資料』に基づいて作成した教材が，「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」である。そのため，本稿では2020年度後期に配布した教材を紹介する。なお，紙幅の都合等もあり，配布した資料のうち，本稿に必要なと考えられる箇所は削除している。また，授業で配布した教材に加筆修正等をしている箇所があるが，教材や実践の趣旨に相違はない。

2.1 「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」を配布するまでの流れ

前半では主に「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年中央教育審議会）において示された「子供にどういった力が身に付いたか」が重要であることを踏まえ，授業の立案にあたっては「児童の実態」が重要であること，音楽科の学習指導案を作成するために踏まえておくべき特有の事項，学習指導案とは何かといったこと等の基本事項（以下「基本事項」）を解説した。

「内容」や学習指導案に関する特有の事項は，大きく以下に集約することができる。

- ・一連の授業のまとめりとして「題材」を設定することが一般的である

こと。

- ・[共通事項]が含まれること(但し,[共通事項]は図画工作等にもある)。
- ・[共通事項](1)には「思考力, 判断力, 表現力等」と「知識」があること。
- ・「内容」の示し方が他教科と異なること。

上記を経て, 第3回の授業では後述する「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」を配布した上で, さらに課題とする学習指導案の形式について説明した。この形式とは, 音楽科の「題材」では歌唱, 器楽, 音楽づくり, 鑑賞の活動, すなわち, 複数の領域分野を組み合わせることで題材を設定することが一般的だが, 課題とする学習指導案ではこれらの領域分野から1つを扱って学習指導案を作成して良いというものである。履修者は学生であるため学習指導案の作成に慣れていないと考えられる。そのため, まず前段階として, 1つの領域分野で基本事項を踏まえた学習指導案を作成することを目指し, その後, 複数の領域分野を組み合わせることで題材を設定できるようになることを, この形式を採用するねらいとした。なお, 前述した前半のグループ分けの時点で, 模擬授業で担当する領域分野についても決めていることにより, 前半の学習指導案作成から後半の模擬授業実施に至る過程において一貫性を持たせるといった工夫をした。

2.2 「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」について

第3回の授業で配布する「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」は, 次の4つから構成されている。

- ①「模擬授業に特化した学習指導案(略案)の作成例」
- ②「学習指導案を作成するための書き方のアドバイス」
- ③「模擬授業に特化した学習指導案(略式)の各事項に関する説明」
- ④「メモ書き:音楽科の学習指導案作成のための手順の一例」

2.3で紹介する「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」とこ

れら②～④は全て、筆者が作成した①「模擬授業に特化した学習指導案(略案)の作成例」に基づく資料である。すなわち、本稿で紹介する全ての教材は、①「模擬授業に特化した学習指導案(略案)の作成例」を基に、課題とする学習指導案の作成の仕方を解説した教材となっている。

2.2.1 ①「模擬授業に特化した学習指導案(略案)の作成例」について

図1に①「模擬授業に特化した学習指導案(略案)の作成例」(以下「作成例」)を記す。この作成例はテキストに掲載されている山内(2020, pp.240-241)の学習指導案の形式をモデルにしている。作成例で扱っている教材は、『教科書』の器楽教材《あの雲のように》(小原光一ほか, 2020a, pp.36-37)であり、記載内容は『指導書実践編』, 及び『指導書研究編』を参照しながら作成している。

第3学年音楽科学習指導案

日時 令和〇年〇月〇日
第〇校時 (〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇)
指導学級 〇年〇組 男子〇名 女子〇名
指導教諭 〇〇 〇〇
授業者 〇〇 〇〇 ⑥

1. 題材名

せんりつのとくちょうをかんじとろう

2. 題材の目標

- (1) 音の上がり下がりやフレーズ等の旋律の特徴、拍子と曲想との関わりに関心を持ち、それらを生かすために必要な表現の技能を身に付ける。
- (2) 旋律の特徴と曲想との関わりについて考え、フレーズを意識しながら、どのように表現するかについて思いや意図をもつ。
- (3) 旋律の特徴を生かした表現を工夫しながら、友達と協働して表現する学習に進んで取り組む。

3. 学習指導要領の内容

A「表現」(2) 器楽

ア 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。

イ 次の(フ)について気付くこと。

(フ) 曲想と音楽の構造との関わり

ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(イ)及び(ウ)の技能を身に付けること。

(イ) 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

(ウ) 互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

[共通事項] (1)

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

思考・判断のよりどころとなる主な「音楽を形づくっている要素」：旋律、音の重なり、拍、フレーズ

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる身近な音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

音楽における働きと関わらせて理解する「音符、休符、記号や用語」：4分の3拍子、タイ

4. 題材について

①題材観

本題材では、音楽を特徴付けている要素の1つである旋律に着目し、その特徴を感じ取ったり、その特徴によって生み出される曲想を捉えたりしながら表現の活動を行う。また、それらを生かして、自分の思いや意図をもって表現する能力を育成したい。

低学年から育ててきた感性を高めながら、中学年ではより具体的に旋律の上がり下がりや音の重なりに着目して曲想を感じ取り、それにふさわしい表情豊かな表現の仕方を工夫できるようにしたい。

②教材観

○教材「あの雲のように」 英龍明子 作詞/作曲者不明/飯沼信義 編曲

ト長調 4分の3拍子 a8+a' 8の一部形式

①のパートが主旋律で、②のパートが副次的な旋律である。2つのパートが3度の音程を中心に重なっているため、重なり合う響きを味わいやすい。子供たちにとっては、大空に浮かぶ雲を見上げて夢をふくらませる心情を表す歌詞と、3拍子のゆるやかな順次進行の旋律から曲想を感じやすく、それらを生かして表現の工夫をしやすい。レガートでゆったりとした3拍子の曲想を感じ取って表現するように学習を進めたい。

2段目と3段目は副次的な旋律がカノンのように追いかけるように、4段目は3度上の旋律になっているため、旋律が重なり合う響きを感じ取りやすい。

図1 ①「模擬授業に特化した学習指導案(略案)の作成例」-1

5. 評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>【知】①曲想と音楽の構造との関わりについて気付いている。</p> <p>【技】②思いや意図に合った表現をするために必要な、音色や響きに気を付けて、リコーダーを演奏する技能を身に付けて演奏している。</p> <p>【技】③思いや意図に合った表現をするために必要な、互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能を身に付けて演奏している。</p>	<p>【思】①旋律、音の重なり、拍、フレーズを聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもっている。</p>	<p>【態】①音の上がり下がりやフレーズ等の旋律の特徴と曲想との関わりに興味をもち、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に器楽の学習活動に取り組もうとしている。</p>

6. 題材の指導計画（全3時間）と評価計画

時	主な学習内容	評価規準
第1時	<ul style="list-style-type: none"> ・歌詞の内容や曲想をつかみ、3拍子の拍にのって歌う。 ・歌詞を読んで情景を思い浮かべたり、音源等を聴いて感じ取ったりしたことから、リコーダーで演奏する上で、どんな表現をしていきたいかを発表し合う。 ・4分の3拍子とタイについて、音楽と関わらせながら、名称と働きを理解する。 ・リコーダーで演奏するために音名を確認し、主旋律を練習する。 	【知】①〔発言内容、記述〕
第2時	<ul style="list-style-type: none"> ・3拍子の拍にのり、曲想や旋律の特徴に合わせて、リコーダーで主旋律を演奏する。 ・副次的な旋律をリコーダーで練習する。 	<p>【思】①〔演奏聴取、記述、発言内容〕</p> <p>【技】②〔演奏聴取〕</p>
第3時	<ul style="list-style-type: none"> ・リコーダーで2つの旋律を合わせて演奏し、音の重なりを楽しむ。 	<p>【技】③〔演奏聴取、発言内容〕</p> <p>【態】①〔発言内容、記述、行動観察〕</p>

図1 ①「模擬授業に特化した学習指導案（略案）の作成例」－2

7. 本時の展開（第3時）

本時の目標：旋律の特徴を生かしつつ、2つのパートを合わせてリコーダーを演奏する。

	○学習内容 ・主な学習活動	◎教師の手立て（働きかけ） ☆評価規準
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○常時活動である指遊びをする。 ○曲想を生かして「あの雲のように」を歌詞唱する。 ○本時のねらいを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎授業の雰囲気をつくる。 ◎曲想を生かす伴奏でリードする。
展開	<p>ねらい：せんりつの上がり下がりに気をつけながら、2つのパートを合わせてリコーダーをふこう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な旋律の音の上がり下がりを感じながら、旋律の特徴を生かして、リコーダーで主旋律を演奏する。 <ul style="list-style-type: none"> ・どんな音の出し方をすればよいか、意見を発表し合う。 ・曲想に合うリコーダーの演奏の仕方を工夫する。 ○リコーダーで副次的な旋律を演奏する。 <ul style="list-style-type: none"> ・リコーダーで、息の強さやタンギング、フレーズに気を付けながら、副次的な旋律を演奏する。 ○3拍子の拍にのり、旋律の特徴を生かして2つのパートを合わせて演奏する。 <ul style="list-style-type: none"> ・グループで練習をする。 ・主旋律と副次的な旋律を合わせて、柔らかい、きれいな響きで演奏する。 ・グループの演奏を聴き合い、その感想をワークシートに書いて発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎リコーダーを演奏する前に、音名唱で主旋律の音名を確認する。 ◎レの音は、息の量を調節して音の高さが高くないように気を付けるようにする。 ◎歌詞唱をした時のイメージや感じ取った曲想を生かして、滑らかに演奏するようにする。 ◎副次的な旋律を演奏する前に、子供が主旋律を演奏し、教師が副次的な旋律を演奏することで、副次的な旋律を演奏することに興味を持たせるようにする。 ◎副次的な旋律の音名を歌って確認してから、リコーダーで練習をするようにする。 ◎2つのパートを合わせて演奏するために、2～4人程度のグループを作る。 <p>☆扱③ 態①</p>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○工夫したことを振り返り、まとめの演奏をする。 ・クラスを2つのグループに分けて、2つのパートを演奏する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎まとめの演奏となるよう、2つのグループには主旋律と副次的な旋律どちらも演奏できるよう、交互に演奏し、最後に好きな方の旋律を吹くように指示する。

図1 ①「模擬授業に特化した学習指導案（略案）の作成例」－3

ここで作成例と山内（2020, pp.240-241）との形式の相違点を3つ挙げる。1つめは、「5. 評価規準」である。これについては、「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」と大きく関連するため後述する。2つめは「6. 題材の指導計画と評価計画」の項目「指導事項」を変更していることである。この理由は、履修者は学習指導案の作成に慣れていないことから、この事項と「7. 本時の展開」の「○学習内容」の「立場」を揃えた方が分かりやすいと考えたからである。なお、課題では1つの領域分野を扱って学習指導案を作成して良いとしたことから、作成例のように「6. 題材の指導計画と評価計画」の「次」は用いない可能性が考えられる。そのため、「次」の扱いについては、後述する②「学習指導案を作成するた

めの書き方のアドバイス」、及び作成例の解説をする中で説明した。

2.2.2 ②「学習指導案を作成するための書き方のアドバイス」について

次に、②「学習指導案を作成するための書き方のアドバイス」（以下「アドバイス」）を図2に記す。このアドバイスでは、2.2.1の作成例の各項目の「立場」と、この立場に対応した文末の説明を記している。

重要なことは、基本事項でも解説しているとした「児童の実態」、すなわち、「児童観」である。前述したように実際の授業では「子供にどういった力が身に付いたか」が重要であり、いくら学習指導案の作成の仕方を学んでも、その学習指導案に「児童」が意識されていなければ授業として成立しない。当然ながら履修者である学生に対象となる児童はいない。しかしながら、後半で実施する模擬授業も含めて常に児童を想定し授業を立案することは、履修者にとってより実践的な学びとなると考えられる。そのため、この教材では児童を想定するための一例として、学習指導案に児童観を記述するための「型」を紹介している。

2.2.3 ③「模擬授業に特化した学習指導案（略式）の各事項に関する説明」について

図3に③「模擬授業に特化した学習指導案(略式)の各事項に関する説明」（以下「説明」）を記す。この説明ではアドバイスを踏まえつつ、作成例において主に『指導書実践編』『指導書研究編』をどのように参照したかを記している。さらに、事後学習ができるように、『テキスト』において参照すべき頁も記している。特記事項としては、「〔共通事項〕(1)ア 思考・判断のよりどころとなる『主な音楽を形づくっている要素』」に記述した「音の重なり」については、『教科書』『指導書実践編』『指導書研究編』に記載がなかったが、これを作成例に書き加えたことと、「強弱」の扱いについての理由も記していることを挙げることができる。

『参考資料』に基づく評価規準については、「説明」と同じく概要のみ

を記し、第4回の授業で詳述をすることを記している。この授業回で用いる教材が、2.3で後述する④「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」である。

2.2.4 ④「メモ書き：音楽科の学習指導案作成のための手順の一例」 について

図4に④「メモ書き：音楽科の学習指導案作成のための手順の一例」（以下「手順の一例」）を記す。作成例において学習指導案は1. から7. の項目から成るが、授業を立案する際には、前述したように「児童観」が重要となる。そのため、1. から書き始める方法もあるが、この重要性を鑑みると、「児童観」から考え始めることも有効と考えられる。そのため、「小学校音楽科の学習指導案を作成するためのガイドライン」には、学習指導案を作成するための一つの手順の例として、オリジナルの手順の一例を加えている。なお、この手順一例は、2.1で述べたように、「児童観」を主眼として授業を立案するように作成した。

前提事項：文末で「思う」や「だろう」などは使わない。また、謙譲語、尊敬語、丁寧語も使わない。
以下を参考に「誰」目線、すなわち、立場で書かれているのかを文章から読み取れるようにする。

※1.黒字の箇所は学習指導案に記載する文言

1. **題材名**（『テキスト』では「1 題材名」（p.34）を参照）
 - ・子供に語りかけるような文末にする（「～させる」など「教師」の立場の文末は使わない）。
 2. **題材の目標**（『テキスト』では「2 題材の目標」（p.34）を参照）
 - ・本題材において扱う事項をもとに「目標」を「三つの柱」に対応させ、3つ書く。なお、一文で書く方法もある。
 - ・「子供」の立場で書く。
 3. **本題材で扱う学習指導要領の内容**（『テキスト』では「(3) 学習指導要領との関連」（p.34）を参照）
 - ・本題材で扱う学年の領域分野の「内容」を、学習指導要領の文言通りに書く。
 - ・「三つの柱」で整理されていることを踏まえ、表現領域の「内容」の「ア」「イ」「ウ」と「[共通事項] (1) ア」が必須である。なお、鑑賞領域ではこれらのうち、「ウ」は無い。
 - ・但し、作成例から分かるように、必ずしも1つの題材で全ての「内容」を扱うわけではない。
 - ・後述する評価規準では、2.の「目標」とこの「内容」をも基に「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つを観点とすることを踏まえる（「目標」と「内容」と「評価」を揃える）。
 - ・作成例のように同じ教材（楽曲）を扱っても、本題材の学習を通して子供が「何を身に付けるか」によって、扱う「内容」や以下の「[共通事項] (1) 「ア」の思考・判断のよりどころとなる主な「音楽を形づくっている要素」が異なることを念頭に置く。
- ※ [共通事項] (1) について
- ・「[共通事項] (1) 「ア」の不在＝音楽の学習として成立していないことを意味するため、必ず設定する。
 - ・「[共通事項] (1) には「ア」と「イ」があるので、以下に記すように、これらの違いに留意すること。
 - ・「[共通事項] (1) 「ア」は、本題材の学習において、思考・判断のよりどころとなる主な「音楽を形づくっている要素」を設定する。
 - ・「[共通事項] (1) 「イ」（知識）は必要に応じて、音楽における働と関わらせて理解する「音符、休符、記号や用語」を設定する。
4. **題材について**（『テキスト』では「3 題材について (1) 題材観」（p.34）を参照）
 - ①**題材観**
 - ・一段落目に題材そのものに関する事項を、二段落目に一段落目に書いた事項と指導する児童との関連、すなわち「教師の考え」を書く。二段落目の文末は「～したい」等が考えられる。

図2 ②「学習指導案を作成するための書き方のアドバイス」－1

②教材観（『テキスト』では「4 教材について」（p. 35）を参照）

- ・教材研究の深さが問われる。文末は「～である」「～している」「～できる」等を用いることが考えられる（その他の文末については、作成例や『テキスト』（pp. 227-241）等を参照）。
- ・『テキスト』（p. 240）を参考に、拍子や調性等、楽曲に関する事項も記載する。

③児童観（『テキスト』では「3 題材について（1）児童観（児童の実態）」（p. 34）を参照）

- ・1つの型（例）として、まず、音楽に関係ない児童（クラス）の実態を端的に書き、これを踏まえて音楽の授業における実態を書く。次に2の「目標」を踏まえ、これまでどのような学習を積み重ねてきたか、本題材で子供の何を育成したいかを書く。
- ・立場は「教師」、文末は「～していきたい」等が考えられる。

5. 評価規準（『テキスト』では「5 題材の評価規準」（p. 34）、及び「第4章 音楽科の評価」（pp. 36-42）を参照）

- ・題材に組み込む領域分野を踏まえ、2の「目標」と、特に3の「内容」と揃うように3観点で書く。
 - ・作成例を参考に「共通事項」（1）「ア」「イ」をどのように評価規準に反映させるのかを読み解く。
 - ・立場は「子供」、文末は主に「～している」等が考えられる。
 - ・表を用いて作成する。
- ※・詳しくは、第4回「音楽科の評価」の授業で詳述する。

6. 題材の指導計画と評価計画（『テキスト』では「6 題材の指導計画と評価計画」（p. 35）、及び「第4章 音楽科の評価」（pp. 36-42）を参照）

- ・必要に応じて「次（つぐ）」と「時」に分け、本題材による授業に何時間要するか、分かるように書く。「時」の内容に関しては、端的、かつ、分かりやすく書く。
- ・題材を設定する場合、複数の領域分野を組み合わせることが一般的であるため、例えば、歌唱・器楽・鑑賞の順で扱うならば、1次は歌唱、2次が器楽、3次を鑑賞とすることが考えられる（『テキスト』pp. 232-239の学習指導案を参照）。
- ・「主な学習内容」の立場の考え方は、5の「評価規準」と同じ。
- ・6における「評価規準」の書き方は、5に対応するように、例えば「図①や、「演奏聴取」といった評価する方法を記載する（『指導書研究編』の展開例等を参考にすると良い）。
- ・表を用いて作成する。

7. 本時の展開（『テキスト』では「7 本時の展開」p. 35を参照）

- ・「ねらい」は「題材名」を参考に、立場は「子供」。但し、書き方を区別する。
- ・「学習内容」と「主な活動内容」を明確に区分する（学習内容の方法や手段を具体的に説明するものが活動内容）。いずれも「評価規準」と同様に、立場は「子供」とする。
- ・「教師の働きかけ」は、「学習内容」や「主な活動内容」の文末（「～する」等）と類似しているが、働きかけるのは教師であるため、立場は「教師」。なお、できるだけ「～させる」という文末は避けた方が望ましい。
- ・評価規準の書き方としては作成例のように、5. で用いる記号による書き方も良い（『テキスト』p. 241の7.の表内、「☆」印参照）。なお、音楽科においては、1時間の中で設定する「評価規準」は1～2つが望ましいとされている。
- ・表を用いて作成する。

図2 ②「学習指導案を作成するための書き方のアドバイス」 - 2

前提事項：本題材は、器楽分野で模擬授業を行うことを想定し、3年生の教育芸術社の音楽の教科書に掲載されている教材「あの雲のように」(『教科書』(pp. 36-37), 『指導書実践編』(pp. 40-41), 『指導書研究編』(pp. 70-71, pp. 74-75)を扱い、作成したものである。これらと作成例を照らし合わせてみる。なお、文末などは、「学習指導案を作成するための書き方のアドバイス」に倣っている。

1. **題材名** → 『指導書研究編』(p. 70)「題材名」を参照。但し、児童の実態、及び本題材で器楽を扱うことを踏まえている。
2. **題材の目標** → 『指導書研究編』(p. 70)「題材の目標」から、児童観、及び本題材で扱う分野である器楽、さらに、必要に応じてこの教材を扱う学習内容に合わせて文章を作成している。
3. **学習指導要領の内容** → 『指導書研究編』(p. 70)「学習指導要領との関連」の器楽分野の記述を参考にしながら、本題材の学習内容に応じて、扱う「内容」を選択している。
[共通事項] (1)「ア」は、音楽科の学習において必須であることを前提に、「イ」は学習内容に応じて記載する。作成例では、『教科書』(p. 37)より、「4分の3拍子」と「タイ」が「イ」にあたるため、これらを記載している。
なお、「ア」について、配布した「模擬授業に特化した学習指導案(略案)」の作成例と『指導書研究編』(p. 70)の「学習指導要領との関連」の[共通事項]を照らし合わせると分かるように、作成例には『指導書研究編』に記載されていない「音の重なり」を記載している。小学校での実務経験上、この教材を扱った学習で「音の重なり」をねらいの1つにしなかったことは無いため、これを加え、6や7においても「音の重なり」に関する学習を加えた。なお、反対に作成例において『指導書研究編』(p. 70)「学習指導要領との関連」に記載されている「強弱」を削除した理由は、リコーダー演奏で強弱をつけることは難しいと考えられるからである。
4. **題材について**
 - ①**題材観** → 『指導書研究編』(p. 70)の「題材の意図」を参考にして、前述した「2. 題材の目標」と同様に、児童観、及び器楽分野、さらに「あの雲のように」の学習内容に合わせて文章を作成している。
 - ②**教材観** → 『指導書研究編』(p. 74)の「曲について」と「教材性」を参考に、「2. 題材の目標」「4. 題材について ①題材観」と同様に、児童観、及び器楽分野、さらに、先に設定した「題材の目標」、及び「あの雲のように」の学習内容に合わせて文章を作成している。

図3 ③「模擬授業に特化した略式学習指導案の各事項に関する説明」- 1

- ③**児童視** → この事項は、題材を設定する上で大前提としなければならない重要事項である。そのため、この事項に関しては『教科書』等を参考にすることはなく、自分が過ごした小学校での経験を客観的に振り返りつつ『自力で書く』。
なお、内容はポジティブな方が書きやすい。書き方の型は、別紙「学習指導案を作成するための書き方のアドバイス」を参照されたい。
5. **評価規準** → 『指導書研究編』（p.70）の「題材の評価規準」等を参考にしつつ、第4回の「音楽科の評価」の授業で詳説する、『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校音楽編】を基に作成している。評価の観点等については、『小学校学習指導要領（平成29年告示）音楽編 解説』（文部科学省2018）に記載されていないため、『テキスト』（p.40）表2等を参照されたい。
6. **題材の指導計画と評価計画** → 『指導書研究編』（pp.74-75）の「指導計画」を参考に、かつ、器楽分野に応じて作成している。
※この度は、「指導内容」を作成例に倣い、「主な学習内容」に変更すること。
表内における評価規準の記載の仕方は、ベースとした『テキスト』（pp.240-241）に倣っている。
7. **本時の展開**
- 本時の目標** → 本時の要であるこの事項は、『指導書研究編』（p.74）の「学習目標」を参考にしつつ、（本時の）展開を踏まえ、作成している。
- ねらい** → 「本時の目標」に対応させて、「子供に語りかけるような文言」で作成している。
- 導入** → 本時の前（前時）の学習（作成例においては、本時が第3時のため、第1～2時の内容から既習の内容）を加味しながら作成している。なお、仮に本時が1時ならば、教科書の題材の配列か既習の内容を加味し、作成する方法等もある。
- 展開** → 『指導書実践編』（pp.34-35）、『指導書研究編』（pp.74-75）を参考にしながら、作成している。ここが「模擬授業の要」である。
- まとめ** → 「展開」と同様に作成している。
- 評価規準** → 「5.評価規準」と「6.題材の指導計画と評価計画」に照らし合わせて作成している。なお、音楽科においては、1時の中で行う評価は1～2つが望ましいとされている。

図3 ③「模擬授業に特化した略式学習指導案の各事項に関する説明」－2

※1 以下、①～④の過程においては、「三つの柱」、及び「3. 本題材で扱う学習指導要領の内容」を常に念頭に置くこと。

※2 場合によって、②と③は手順が反対になる可能性がある。

手順の例	先に対応する学習指導案に記載する事項
① 子供たちの実態を把握した上で、教師として、子供たちにどのような資質・能力を育成したいかを考える。	4.③ 児童観 ↓ 2. 題材の目標 → 1. 題材名 ↓ 4.①題材観
② ①を指導するための教材を選択する（教材研究）	4.② 教材観
③ ①に沿って②を指導するための学習内容を計画する（「略案」の場合は、端的に記す）。 場合によっては、領域分野、あるいは教材によって「次」（つぐ）でまとまりを作り、それを「時」に分ける。	6. 題材の指導計画（と評価計画）
④ ③をもとに、題材の評価の観点と評価の方法を決める。	5. 評価規準 ↓ 6. （題材の指導計画と）評価計画
⑤ ④から、本時の具体的な、学習内容、主な学習活動、教師の働きかけ、評価規準を書き出す。	7. 本時の展開
⑥ シミュレーションをしてみる。	1.～7.の再考

図4 ④「メモ書き：音楽科の学習指導案作成のための手順の一例」

2.3 「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」について

「小学校音楽科の学習指導案を作成するためガイドライン」を配布した第4回の授業では、作成例に基づいて評価規準の設定の仕方について解説した。前述したように、第9次学習指導要領に基づく評価規準は「三つの柱」にもとづく3観点で示す。この設定の仕方は、『参考資料』にて詳述されているが、学習指導案に対して初学者である履修者にとって、この『参考資料』は難解であると考えられる。そのため、この授業回では、学習指導案作成のための新たな教材として、図5に記す『参考資料』を参考に筆者が作成した、作成例の評価規準の設定のプロセスを記している「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」（以下「PD」）を配布し、これを用いて音楽科における「三つの柱」に基づく評価規準の設定の仕方、及び仕組みを解説した。

なお、この『参考資料』は作成例のモデルとした山内（2020）の後に発刊されたため、2.2.1で評価規準を山内（2020）との相違点の1つとした。

手順①-1 指導学年、及び題材で扱う領域分野を踏まえた上で、評価の観点および趣旨（『テキスト』p.40、表2等）の項目の順に従って、学習指導案に記載する3を、「知識」→「技能」→「思考・判断・表現」の順に並び替える。

以下、作成例の3より抜粋

A「表現」(2) 器楽

- ア 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。
- イ 次の(7)について気付くこと。
(7) 曲想と音楽の構造との関わり
- ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(イ)及び(ウ)の技能を身に付けること。
(イ) 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能
(ウ) 互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能
- 〔共通事項〕(1)
- ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。
思考・判断のよりどころとなる主な「音楽を形づくっている要素」：旋律、音の重なり、拍、フレーズ
- イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる身近な音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。
音楽における働きと関わらせて理解する「音符、休符、記号や用語」：
4分の3拍子、タイ

A「表現」(2) 器楽

- 知識** イ 次の(7)について気付くこと。
(7) 曲想と音楽の構造との関わり
- 〔共通事項〕(1)
- イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる身近な音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。
音楽における働きと関わらせて理解する「音符、休符、記号や用語」：
4分の3拍子、タイ
- 技能** ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(イ)及び(ウ)の技能を身に付けること。
(イ) 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能
(ウ) 互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能
- 思考・判断・表現**
- 〔共通事項〕(1)
- ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。
思考・判断のよりどころとなる主な「音楽を形づくっている要素」：旋律、音の重なり、拍、フレーズ
- ア 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。

図5 「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」 - 1

手順①-2 並び替えた内容を下表の3観点に合わせて書き込む。この際、思考・判断・表現の「器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、」は削除する（『参考資料』p.32等）。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ●曲想と音楽の構造との関わりについて気付くこと。 ●〔共通事項〕(1)イ（本文省略）4分の3拍子、タイ ●思いや意図に合った表現をするために必要な次の(イ)及び(ウ)の技能を身に付けること。 (イ)音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能 (ウ)互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能 	<ul style="list-style-type: none"> ●〔共通事項〕(1)ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。 思考・判断のよりどころとなる主な「音楽を形づくっている要素」：旋律、音の重なり、拍、フレーズ ●曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。 	<p>※3.に記載がない。</p>

手順②-1 知識と思考・判断・表現の文末を評価規準に合った表記にするために、「～している」等に変更する（『参考資料』p.32等）。技能は学習状況を評価する趣旨に合わせて、器楽の場合は「～で演奏している」に変更する（『参考資料』p.44等）。

思考・判断・表現の「〔共通事項〕(1)ア 音楽を形づくっている要素」と、「思考・判断のよりどころとなる主な『音楽を形づくっている要素』：」を削除し、文末は「考え、」に変更する（『参考資料』p.32等）。

手順②-2 主体的に学習に取り組む態度について、3.に該当する記載がないため、評価の観点および趣旨の主体的に学習に取り組む態度より、「音や音楽に親しむことができるよう」を削除し（『参考資料』p.32等）、文末を手順②-1と同じく、「～している」に変更する。また、題材で扱う領域分野に学習活動の表記を揃える（『参考資料』p.32等）。なお、この文章の前（「…」の箇所）には、さらに記入する記述があるが、これについては後述する。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ●曲想と音楽の構造との関わりについて気付いている。 ●〔共通事項〕(1)イ（本文省略）4分の3拍子、タイ ●思いや意図に合った表現をするために必要な次の(イ)から(ウ)までの技能を身に付けて演奏している。 (イ)音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能 (ウ)互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能 	<ul style="list-style-type: none"> ●を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、 旋律、音の重なり、拍、フレーズ、 ●曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●…音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に器楽の学習活動に取り組もうとしている。

図5 「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」-2

- 手順③-1** 知識について、〔共通事項〕(1)「イ」を、「曲想と音楽の構造との関わりについて気付いている。」と統合する（統合したことを前提に、表記から消す）（『参考資料』p.31等）。
- 手順③-2** 技能について、()で示す事項毎に、次のように書き分ける。まず、上文の「思い～必要な」までを書き出す。その際、「必要な」の後に、「,」を付ける（『参考資料』p.32等）。次に作成例より(4)について、「必要な,」の後に「音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能」を付ける。最後に、再び上文より、「～を身に付けて演奏している。」を付ける。（思いや意図に合った表現をするために必要な,+音色や響きに気を付けて、リコーダーを演奏する技能+を身に付けている。）なお、「旋律楽器及び打楽器」の表記については、題材でリコーダーを扱うことから「リコーダー」に変更している（『参考資料』p.49）。(7)の配列も同様。
- 手順③-3** 思考・判断・表現について、〔共通事項〕(1)「ア」→事項「ア」の配列で書く。具体的には、必ず位置づけなければならない〔共通事項〕(1)「ア」の思考・判断のよりどころとなる主な「音楽を形づくっている要素」（『参考資料』p.31等）、作成例では「旋律、音の重なり、拍、フレーズ」を文頭に、本文を変更した「～を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え,」を付ける（『参考資料』p.32等）。次に、事項「ア」の「曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもっている。」を付ける。
- 手順③-4** 主体的に学習に取り組む態度の…の部分に、題材に取り組んだ内容や教材曲の内容などを書き、「～に興味をもち,」を付ける（『参考資料』p.45）。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ●曲想と音楽の構造との関わりについて気付いている。 ●思いや意図に合った表現をするために必要な、音色や響きに気を付けて、リコーダーを演奏する技能を身に付けて演奏している。 ●思いや意図に合った表現をするために必要な、互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能を身に付けて演奏している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●旋律、音の重なり、拍、フレーズを聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●音の上がり下がりやフレーズ等の旋律の特徴と曲想との関わりに興味をもち、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に器楽の学習活動に取り組もうとしている。

図5 「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」-3

手順④ 項目を示す記号を書き入れ、番号を振る。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>知①曲想と音楽の構造との関わりについて気付いている。</p> <p>技②思いや意図に合った表現をするために必要な、音色や響きに気を付けて、リコーダーを演奏する技能を身に付けて演奏している。</p> <p>技③思いや意図に合った表現をするために必要な、互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音に合わせて演奏する技能を身に付けて演奏している。</p>	<p>思①旋律、音の重なり、拍、フレーズを聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図を持っている。</p>	<p>態①音の上がり下がりやフレーズ等の旋律の特徴と曲想との関わりに興味をもち、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に器楽の学習活動に取り組もうとしている。</p>

図5 「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」－4

図5では作成例に基づく評価規準の設定の仕方のみ記しているが、実際の授業では『参考資料』に基づき、まず、「目標」と「内容」の関係について解説した。その上で、評価規準を設定する際には、『参考資料』の第1編(pp.3-23)を読み、全教科につながる「評価と指導の一体化」を把握することと、『参考資料』の第2編(pp.25-29)、特に『目標』と『評価の観点および趣旨』がどのように対応されているか(pp.28-29)を確認しておくことの2つが、「三つの柱」に基づく評価規準を設定するための前提であることを伝えた。

PDを履修者に配布する際には、図5の記述に適宜、空欄を設けた。そして授業では、パワーポイントのスライドを併用して空欄を埋める形式で、評価規準を設定するプロセスについて順を追って解説した。

特記事項としては、『参考資料』(p.31等)で〔共通事項〕(1)の「事項イについては、『知識』の観点の趣旨に直接的には示していないことを挙げることができる。事項イの内容については、『音楽における働きと関わらせて理解すること』と示しており、主に『曲想と音楽の構造との関わり』について理解する過程や結果において理解されるものである」と記さ

れていることを挙げることができる。そのため、履修者にはこのことを口頭で説明した上で、PDでは「手順③-1」のように、「統合」と表記したことを説明した。また、知識と技能の評価規準について、作成例はこれらに分けて記載しているが、『参考資料』（p.47等）ではこれらを合わせて「知技」のように設定する方法も記している。これについては授業の中で補足して説明した。

このPDを用いた授業を行った後、履修者には課題とする学習指導案を作成する際に『参考資料』の「巻末資料」（pp.89-97）の「小学校音楽科における『内容のまとめりごとの評価規準（例）』」を紹介し、そして、課題とする学習指導案を作成するにはこれに必要に応じて加筆修正して評価規準を設定して良いことを伝えた。このような手順を踏む理由について、この「巻末資料」を活用して題材の評価規準を設定するためには、作成例を用いて『参考資料』に基づく評価規準の仕組みを学ぶこと、すなわち、作成例3.の「内容」と評価規準における3観点の繋がりを把握する必要があるからである。

3. 今後の展望

2020年度後期で配布した教材では、『参考資料』の「第3編 題材ごとの学習評価について（事例）第2章 学習評価に関する事例について」に記されている矢印（↓）による表記を用いなかった。その理由は、矢印はこれまでの学習指導案で用いられていないため、「評価計画」と「本時の展開」の矢印による表記の使い分け方に確信が持てなかったからである。『参考資料』が発刊される前の文献ではあるが、『テキスト』においては一部、「評価計画」と「本時の展開」の両方に矢印による表記を用いて評価規準が記されている学習指導案が掲載されていた（西沢，2020）。しかし、この学習指導案は「評価計画」「本時の展開」ともに矢印による表記を用いていたために、「評価方法」の記載が無かった。なお、このことについてはPDを用いた授業の際にパワーポイントのスライドを用いる等

して補足説明をした。

この矢印による表記について、本稿で紹介した教材を配布した後に発刊された『新学習指導要領対応 小学校音楽イチ押し授業モデル 中学年』（今村・津田編，2020）には、「評価計画」では矢印による表記を用いるが、「本時の展開」ではこの表記を用いず代わりに「評価方法」が記してある学習指導案が掲載されていた（例えば曳田，2020）。またこの文献には題材の目標について「三つの柱」で設定するための「分かりやすい」とされる方法も記されていたため（今村・津田，2020，p.13）今後はこの文献を参考にして，作成例に矢印による表記を加えることや，題材の目標の記し方等を改訂することを考えている。

4. 成果

3. で述べたように，本稿で紹介した教材は今後，さらに改訂できる余地がある。しかしながら，この教材を用いて学習指導案を作成した2020年度の後期の履修者からは，これらの教材を用いた実践が立場や文末の考え方，評価規準等，学習指導案の作成の仕方に関する理解につながったという感想等が見られた。ここでは履修者の感想等の一部を紹介しながら，「学習指導案の作成の仕方に関する理解」という観点から，本稿で紹介した教材を用いた実践の成果を確認する。本稿で履修者の感想等を紹介するにあたっては，履修者に対する倫理的配慮として，授業支援システムWeb Classを介して，個人が特定できないようにすることを約束した上で感想等を使用することについて同意を得た。また，その内容が成績に影響しないことを口頭で説明した。また，以下に記す感想等からは個人名等は削除しており，誤字脱字等にも修正を加えている。なお，（）内は筆者による補足である。

2020年度後期の音楽科教育法の履修者から，本稿で紹介した教材に基づいて学習指導案を作成した感想を問ったところ，「学習指導案の作成例や書き方のアドバイスなどがとても参考になり，学習指導案を作成しやす

かった。(中略) 文末に対する注意点だけでなく、『誰』目線(立場)で書く部分なのかが書かれていることによって、とても書きやすかった。また、学習指導案作成の手順例で書く順番や考える順番を理解することができ、学習指導案の中の繋がりについて深く理解することができた」といった感想を多数得た。これらの感想から、実践の中で課した学習指導案を作成するという課題が、学習指導案の作成の仕方を理解するとともに、学習指導案の仕組みや読み解き方を理解することにつながったと言えるだろう。また、「家で一人で学習指導案を作っていると疑問点が生まれてもすぐに質問できる人がいないので、先生と対話形式のようになっていて家で見る事が出来る資料があるのは良かった」といった感想も確認できた。したがって、オリジナルの手順の一例を含むこれらの教材は、履修者の事前事後学習に活用できる教材にもなると考えられる。一方で「内容や評価規準などを作る際にはかなり苦勞した」という感想も見られた。このことから改めて、学生にとって学習指導案を作成することは容易ではないことが伺える。そのため、今後も履修者の感想や振り返りシート(リアクシオンペーパー)の記述等を参考に改訂を重ね、より良い教材となるよう努めていく必要があると考える。

「特有の事項(〔共通事項〕等)に関することは除くことを前提として、このオリジナルのガイドラインは、他の教科の学習指導案の作成する時にも活用できると思いますか?」という問い(「あると思う」「ないと思う」の2件法)では、回答者全員(40名)から「あると思う」の回答を得た。その理由については、「文の最後の言い回しなどが他の指導案にも生かすことができると感じました。また、評価規準の書き方などが細かく書かれていたので、これからも作成する際に参考にしたい」等の回答を多数得た。これらの回答から、本稿で紹介した教材は、履修者にとって「三つの柱」に基づく評価規準を理解するためのものになったとともに、今後にも活かせる教材であったと言えるだろう。

また、「あると思う」と回答した理由は、題材について深く知ることがで

き、前後の関わりを考えることが出来たからだ。(中略) ガイドラインがあったことによって題材を深く知り、学習内容をしっかりと捉えたことで土台を完成させてから最後にどのように展開していくかという仕組みを理解しながら作成することが出来た。また、児童は今までこのようなことを学習してきて、現在のその教科に対する実態があり、次は～を学習するからという今だけに焦点を当てず、前後の繋がりを踏まえて指導案を作成することが出来た。以上のことからオリジナルのガイドラインは、他の教科の学習指導案の作成する時にも活用できると考えた」等の回答からは、基本事項として解説した「児童観」を重要であると履修者が理解したこと、また、この回答からも手順の一例が学習指導案の作成の仕方を学ぶ一助になったことが伺えた。

5. まとめ

本稿では「音楽科教育法」において教材化した「小学校音楽の学習指導案を作成するためのガイドライン」と「評価規準設定のためのプロセスドキュメント」について、適宜、解説を交えながら紹介し、これらの教材を用いた実践を報告した。「はじめに」で述べたように、学習指導案の書き方には確固たるものがない。それが学生にとって学習指導案の書き方を学ぶ上での難しさでもあると言えるだろう。このことを踏まえると、4. の成果より、本稿で紹介した一つの作成例に基づいて学習指導案の書き方の指針を示した教材を用いた授業は、履修者にとって学習指導案の作成の仕方に対する一定の理解を得る実践であったと考えられる。

第9次学習指導要領が全面実施された2020年度はコロナ禍であったことから教育現場においても全国的に休校を余儀なくされた時期があり、例年とは異なる状況であった。そのため、今後は第9次学習指導要領に基づく学習が実際の教育現場でどのように展開されていくのかを注視し動向を把握することで、より教育現場に即した実践的な授業展開ができるよう、教材の改訂や授業改善を行っていきたいと考えている。

【謝辞】

本稿の執筆，ならびに今後教材を改訂していくにあたり，津田正之氏（国立音楽大学教授，元文部科学省初等中等教育教育課程課教科調査官）から有益なご助言を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。

【引用・参考文献】

- 曳田裕子（2020）「せんりつのとくちょうを生かしてえんそうしよう」『新学習指導要領 対応小学校音楽イチ押し授業モデル 中学年』（今村・津田編著），明治図書，52-57.
- 今村行道・津田正之編著（2020）『新学習指導要領対応 小学校音楽イチ押し授業モデル 中学年』，明治図書.
- 国立教育研究所 教育課程研究センター（2020）『「指導と評価の一体化」のための学習 評価に関する参考資料【小学校 音楽編】』，東洋館出版.
- 文部科学省（2018）『小学校学習指導要領（平成29年告示）音楽編 解説』，東洋館出版社.
- 西沢久実（2020）「[音楽づくり]（略案）第1学年」『改訂版 最新初等科音楽教育法 2017年告示「小学校学習指導要領」準拠』，音楽之友社，230-231.
- 小原光一ほか（2020a）『小学生の音楽3』，教育芸術社.
- 小原光一ほか（2020b）『小学生の音楽3 教師用指導書実践編』，教育芸術社.
- 小原光一ほか（2020c）『小学生の音楽3 教師用指導書研究編』，教育芸術社.
- 初等科音楽教育研究編（2020）『改訂版 最新初等科音楽教育法 2017年告示「小学校学習指導要領」準拠』，音楽之友社.
- 山内雅子（2020）「[歌唱]（略案）第6学年」『改訂版 最新初等科音楽教育法 2017年告示「小学校学習指導要領」準拠』（初等科音楽教育研究編），音楽之友社，240-241.

